

令和6年度

# スマートエネルギー導入補助金

先着順

太陽光発電システム・蓄電池  
次世代自動車等の導入費用を  
補助します

導入後  
申請



「環境みらいパートナー事業者」  
自治会等の団体限定

- ・エコカーのリース導入
  - ・電動ミニカー/電動バイク導入
- も補助金を受けられるようになりました。

## ◆ 補助対象設備

### ① 太陽光発電システム

太陽電池モジュールの合計出力またはパワーコンディショナーの合計出力が1kW以上10kW未満のもの

補助額上限 **5万円**

合計出力 1kWあたり1万円

### ② 蓄電池

蓄電池容量1kWh以上の定置用のもので、太陽光発電システムと接続されたもの

補助額上限 **5万円**

蓄電池容量 1kWhあたり1万円

### ③ 次世代自動車等(BEV/FCEV等)

電気自動車・燃料電池車 ※事業者等は対象車両拡充

補助額上限 **3～10万円**

車両本体価格・付属機器購入費の1/10

※いずれも中古品・自作品は除く。個人によるエコカーのリース導入は除く。

※ハイブリッド自動車やプラグインハイブリッド自動車は補助対象外。

## ◆ 申請期間

令和6年

令和7年

**4/8(月)～3/7(金)**

※補助申請額が予算額に  
到達した場合、期間内  
であっても募集を締め  
切ります。

【先着順】



丹波篠山市 環境みらい部 農村環境課  
(本庁舎2階26番窓口 電話:079-552-5013)

詳しくは、ホームページをご覧ください ▶

市HP



## ◆ 補助金制度の概要

気候変動の主な原因となる温室効果ガスの排出削減を最大限に推進しつつ、気候変動の影響による被害を防止及び軽減した持続可能な都市の実現を目的として、スマートエネルギー設備を導入する個人、自治会、法人その他市内で活動する団体に対し、補助金を交付します。

## ◆ 補助対象者

個人	①丹波篠山市内の自分の住まい(既存・新築)に設置される方
	②丹波篠山市の住民基本台帳に記録(住民票)がある方
	③市税(国民健康保険税を含む)の滞納がない方
事業者	①丹波篠山市内の事業所に設備を導入する事業者・リース会社など
	②市税(国民健康保険税を含む)の滞納がない者
自治会 団体等	①集落の公民館等の活動拠点に設置される自治会、まちづくり協議会、または派生団体として市長が認める団体

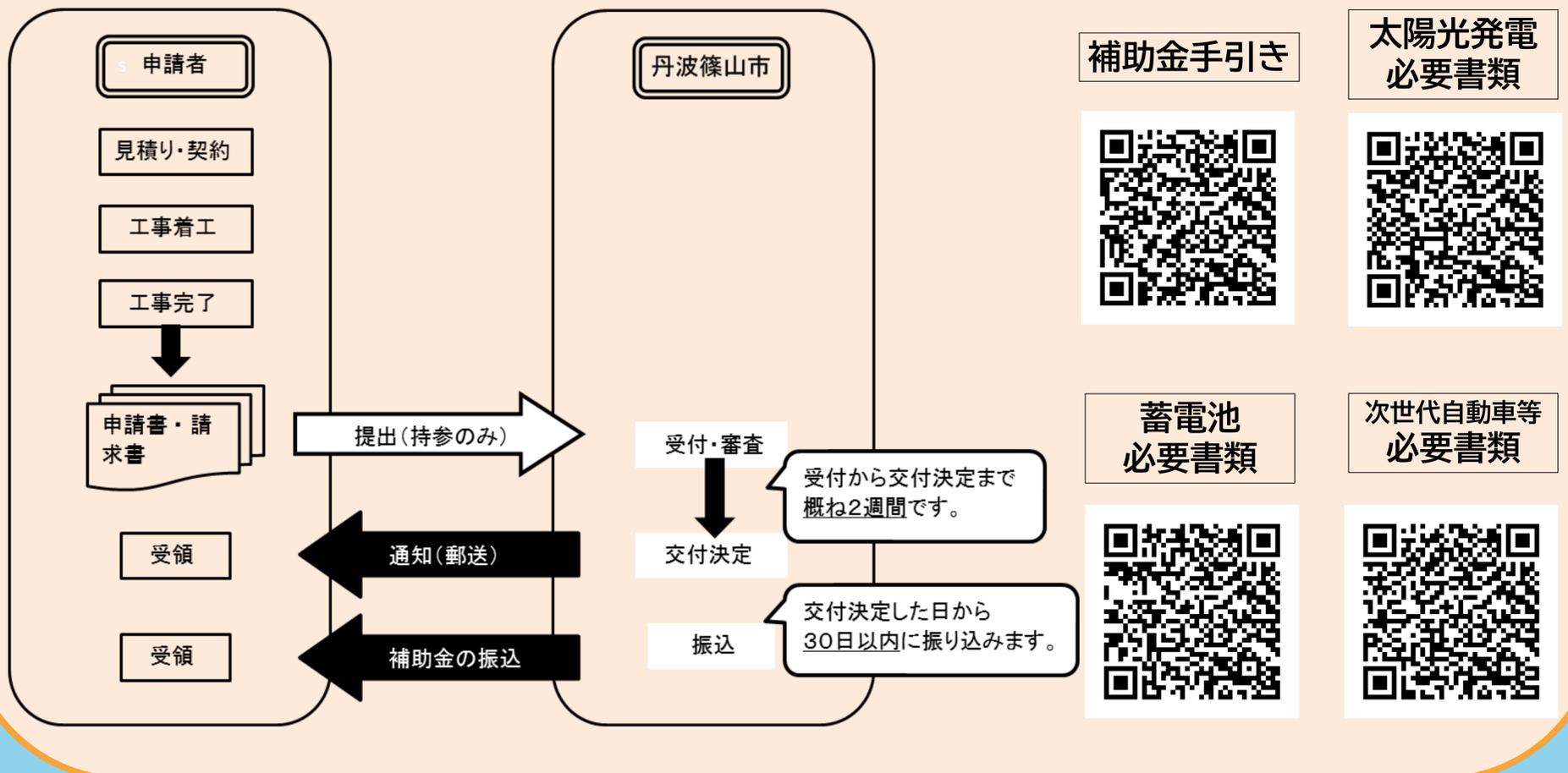


## ◆ 補助対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日までに工事（購入）が完了するもの

## ◆ 申請の流れ・必要書類

- ・ 導入（工事）および購入がすべて完了してからの申請になります。
- ・ 必要書類は、導入する設備ごとに必要な書類が異なります。



## お問い合わせ先

丹波篠山市 環境みらい部 農村環境課（本庁舎2階26番窓口）  
 電話：079-552-5013（直通）FAX：079-552-0619  
 メール：kankyo\_div@city.sasayama.hyogo.jp

お問い合わせ  
メール

